

共同購買事業規約

平成22年5月16日制定

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第7条第1号に掲げる事業（以下共同購買事業という。）を行うため必要な手続き、方法その他の事項について定め、もって共同購買事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(共同購買品目)

第2条 本組合は、次に掲げるものを共同購買する。

- ① サンシラール類
- ② リムスプレー類
- ③ リマスター類
- ④ ポリクリート類
- ⑤ 熱アスファルト カピタルルーフ・カピタルダカンルーフ・トータルルーフ
エンタルタッチダカンルーフ・エンタルタッチ G ルーフ
エアーフラップシート RG・ガーデンルーフ RG
- ⑥ 改質アスファルト クルタルシート ES—525・530・FP—150・SH—80
アプトシート・アプトダカンシート
アプトシート CT・アプトダカンシート CT
アプトダカンシート CT4.5MM・アプトツレシート
エアーフラップシート CT・ガーデンルーフ CT・CT シート
- ⑦ 上記①乃至④に関するプライマー及びトップコート類
- ⑧ 上記①乃至④に関するシート類、テープ類及びマット類
- ⑨ 上記①乃至③に関するボード類
- ⑩ その他 AGC ポリマー建材㈱及び三井化学産資㈱並びに東和工業㈱が製造・販売する商品で、理事会が当組合で取り扱うと定めたもの。

(特約販売店)

第3条 前条各項に掲げたものについて、組合員は組合指定の特約販売店より購入する。

2 特約販売店は、賛助会員でなければならない。

(購買申込)

第4条 組合員が購買を申し込もうとするときは、品名、規格、数量その他必要な事項を特約販売店に申し出なければならない。

(賠償責任の範囲)

第5条 本組合は、本組合の責にすることの出来ない事由によって生じた損害についてはその責を負わないものとする。

(共同購買斡旋手数料)

第6条 共同購買斡旋手数料は、第2条①乃至④及び⑦について、甲の組合員は1kgあたり8円とし、非組合員は1kgあたり2円とする。

2 第2条⑤乃至⑥について甲の組合員は1本あたり100円とする。

3 第2条⑧に関し、シート類及びマット類については全販売数量に対し1㎡あたり2円、テープ類については全販売数量に対し1巻あたり10円とする。

4 第2条⑨に関するボード類については全販売数量に対し、1枚あたり10円とする。

5 第2条⑩については、AGCポリマー建材(株)又は三井化学産資(株)又は東和工業(株)との同意により理事会において定める。

(共同購買斡旋手数料の請求及び支払い)

第7条 共同購買斡旋手数料は、第6条に基づき毎月末に締切りAGCポリマー建材(株)及び三井化学産資(株)並びに東和工業(株)に請求する。

2 AGCポリマー建材(株)及び三井化学産資(株)並びに東和工業(株)は、前項に基づき、本組合に対し手数料を翌月末現金で組合に支払うのものとする。

(事業利用の拒否)

第8条 本組合は、代金の納入が各特約店の約定により遅滞した組合員に対しては、共同購買事業を利用させない様にする事ができる。

付 則

1 本規約は、平成22年8月11日より施行する。